

現代カナダにおける
北西海岸先住民の生業活動
Contemporary Food Fishing among
the Northwest Coast Aboriginal Societies
クワクワカワクウの漁業漁師の例から
A Case Study of
Kwakwaka'wakw Commercial Fishers

立川陽仁
TACHIKAWA Akihito

はじめに

本論は、カナダ、北西海岸部の先住民社会において「生業活動」と現在みなされており、現地では「フード・フィッシング」(food fishing) と呼ばれるサケ漁撈の実態を論じることを目的としている。¹

概してカナダ先住民の「生業活動」は、先住民の社会・経済・文化的な核心部分とみなされてきたといえる。それ故、いまなお生業活動を先住民がおこなっているという事実は、一方では先住民が社会・文化的な生活の核を失っていない証として、他方ではその権利を保障したカナダの先住民政策が「優れている」証として評価されてきたといえるだろう。しかし近年、カナダ政府の「生業活動」に関する政策の問題が、世論や学術界から批判されたり、あるいはこれらの批判に対する再批判がなされたりするなかで明るみにだされている [cf. NEWELL 1993]。さらに、生業活動が先住民の社会・経済・文化的な核であるという言説も、反省的に再検討されている [e.g. スチュアート 1996; 立川 2004]。

本論の大まかな方向性もまた、これら近年の諸批判や再検討と問題意識を共有している。つまり、本論は、一方で現代における北西海岸先住民の「生

業活動」とみなされるサケ漁撈に関する事例報告と位置づけられるが——先住民の現代における生業活動の事例が少ないなか、事例を詳細に報告することそれ自体に意義は認められるだろう——、他方では、現代の北西海岸先住民がおこなうサケ漁撈の諸評価を再検討するため、事例分析を通じて現代の「生業活動」が孕む問題点を明るみにだそうとするものでもある。

なお、本論で利用される民族誌的なデータを、筆者は1999年から2007年にかけてカナダのブリティッシュ・コロンビア州、バンクーバー島のキャンベル・リバー（Campbell River）という町の、ある先住民コミュニティでおこなったフィールド調査から収集した。² キャンベル・リバーは先住民クワクワカワクウ（Kwakwaka'wakw）の生活圏の南端とされており、また——同市より北に広がる他のクワクワカワクウの居住圏とは違って——いまだにサケ漁業の操業を維持している先住民が多い地域である。まさにこの点が、キャンベル・リバーのクワクワカワクウと他地域のクワクワカワクウのフード・フィッシングを違うものにしてている。しかしこの点についての詳細は第2節で論じることにして、とりあえずこの段階では、本論で論じられる漁撈の事例が北西海岸の先住民全体はもちろん、クワクワカワクウ社会全体に及ぶものではないことを確認するにとどめるだけにしたい。

1. 「生業活動」（フード・フィッシング）の法的な背景

先住民の「生業活動」の現在について論じる前に、まず、北西海岸で「生業活動」とみなされているサケ漁撈、より正確には「フード・フィッシング」の法的な位置づけを概説したい。以下、本節では「フード・フィッシング」と呼ばれる漁撈活動が法的に認可された歴史的背景と、現代における同活動の法的手続きについて述べる。

(1) サケ漁撈の導入の背景

19世紀半ば頃、先住民の生業活動に関する法的な規制はなかった。現在にいたるまで「フード・フィッシング」を法的に規定したものと位置づけられる1888年の*Canada Gazette* (vol. 22) では、生業活動の一環としての漁

撈はこう述べられている——「先住民は、定置網や銚を使うのではなくまた販売、物々交換…のためでなければ、いつでも自給用に漁をすることができる」[NEWELL 1993: 62]。ニュウエルによれば、食料獲得を目的としたサケ漁を政府が認める姿勢は、じつはさらに時代を遡って 1850 年代の文書にもすでに確認されていたという [NEWELL 1993: 62]。

上記の引用文には、一見、先住民の生業活動を積極的に認めようとする“先住民寄り”のカナダ政府の姿勢が窺えるかもしれない。しかしこの文を注意深くみれば、ここで規定されている先住民の漁撈は、本来「生業活動」として定義される活動の意味内容といくらか違っていることもわかる。生業活動とは本来、食料を生産し、分配し、消費する行程すべてをさす [スチュアート 1998: 177]。つまり獲得した資源の贈与、交換、(ときとして) 販売など、資源の分配の行程もふくむものであるし、日常だけでなく儀礼など非日常時における消費なども必然的にふくむはずである。しかしカナダにおける「フード・フィッシング」の規定では、先住民がいつ捕獲してもいいのはあくまで食料としてのサケのみである。つまり、この規定は従来の生業活動に当然ふくまれていた社会性——とくにこれは分配の側面に確認できる——だけでなく、先住民の資源管理の権利を剥奪し、単に生産活動として「フード・フィッシング」を定義しなおしたと解釈することもできる。ニュウエルがいうように、「フード・フィッシング」とはこのような意味で「発明された先住民漁撈」(Indian Fishery Invented) という側面を多分にもっている [NEWELL 1993: chap. 3]。もっとも、サケ漁業が北西海岸に導入される以前であれば、少なくとも食料を獲得するための同活動が政府によって尊重されてきたのはたしかなことといえそうである。

しかしサケ漁業が 1870 年代に北西海岸に導入され、また同産業が 20 世紀前半にかけて成長をつづけると [KNIGHT 1996; NEWELL 1993]、先住民の漁撈に対する周囲の態度も変化していった。たとえば 1886 年、フレーザー川河口では、サケの缶詰工場主たちが中心となって先住民のサケ漁撈を批難しはじめた。この年、それまでのサケ漁業の好景気を受けて、フレーザー川流域では漁業者が前年の 3,000 人から 6,000 人にまで倍増し、また新たに多くの缶詰工場も建設された。それにもかかわらず、ベニザケの遡上数は激減

した。そしてこのベニザケ減少の直接的な原因として批難的になったのが、フレーザー川上流で先住民がおこなうサケ漁撈だったのである。こうした情勢をうけて、政府は1888年、先住民のサケ漁撈の本格的な規制に乗りださざるを得なくなった [NEWELL 1993: 64-65]。

上記の例からわかるように、サケ漁撈はサケ漁業の経済的成長に伴って次第に後者の利害と衝突するようになった。以後、先住民によるサケ漁撈は、資源管理の名目で、河川の上流ではほとんどおこなわれなくなっていく。そしてクワクワカクウのように海に面した地域に居住する先住民は、河川での伝統的な漁法をやめ、浜辺での地引網に移行することになったわけである [SPRADLEY (ed.) 1969: 158]。筆者のフィールド調査によれば、クワクワカクウは、その後サケ漁業で許可されている3つの漁法——刺し網、まき網、トロール——を使った漁撈が認められるようになった1970年頃まで、地引網でのサケ漁撈をつづけていた。³

サケ漁撈の法的な位置づけを修正するきっかけとなった1つのできごとは、1990年に結審したスパロー判決 (Sparrow Decision) である。この判決とそのきっかけとなった事件についての詳細な説明は省くが、⁴ 簡単にいえば、この判決は1982年のカナダ憲法で認められた「先住民が先祖伝来の生業活動をおこなう権利」とカナダの漁業法 (Fisheries Act) で規定されている内容が抵触する場合、どちらが優先されるのかを問うものであった。そして最高裁は、先住民が先祖伝来の活動を維持する権利を優先すべきという判決を下したのである。この判決を受けて、その2年後には「先住民漁業戦略」 (Aboriginal Fisheries Strategies) が発表され、そのなかで先住民による漁撈を推奨するための諸政策が打ちだされた [CANADA, DFO 2000: 23]。

スパロー判決から先住民漁業戦略までの一連の動向のなかで、本論の議論と直接関わってくるのは以下の2点だと思われる。第1に、先住民によるサケ漁撈は法的に環境保全に次ぐ優先順位を付されることになった。つまり、漁撈はいまや衰退著しいサケ漁業だけでなく、いまだ州経済に貢献しているスポーツ・フィッシングより優先されることが確認されたわけである。第2に、漁撈には大きく3つの意義があることが確認された。その3つの意義とは、食料獲得 (food)、社会的 (social)、儀礼的 (ceremonial) なそれであ

る [CANADA, DFO 2000: 14]。ここで政府が先住民の漁撈に食料獲得以外の意義を認めたことはきわめて大きい。北西海岸の先住民たちは、これによってポトラッチなど即時にサケを大量に消費するような場合にも特別に漁をすることが可能になっただけでなく、とったサケを贈与したり交換したりするという、伝統的な社会行為を復活させることができたからである。

さらにフレーザー川流域に住む先住民のなかには、こういった一連の政策転換によって捕獲したサケの販売権を得るものもあった。サケの販売を認められた当事者の先住民集団は、この権利獲得を長年の法廷闘争における勝利と素直に喜んだようであるが、実際には漁撈で得たサケを販売するというこの制度は、いわゆる「闇市場」の誕生を招いた。ニューウェルによると、1992年のベニザケ減少を調査したピアースは「(サケの販売権を許可された)先住民が一部許可されていない水域で、非合法的な販売をしていた」と報告したという [NEWELL 1993: 178-179]。結局この報告がこれらフレーザー川流域の先住民からサケの販売権を奪うことにはならなかったが、ただでさえ先住民のサケの販売に反対していた非先住民漁業者たちの感情を逆撫でするには十分であった。また、フレーザー川流域の一部の先住民がサケの販売権をもつことについては、先住民自身からも反対が多かった。一方でサケ漁業の操業をつづける先住民にとっては、サケの販売権はサケの乱獲をもたらしかねないものであったし、他方で(サケの販売権を認可された先住民よりも)上流に暮らす先住民にとっては、自身の「取り分」が減少しかねないからであった。

(2) 現在における漁撈の手続き

スパロー判決以後、販売の許可などに問題がみられるとはいえ、少なくとも法制度上は、先住民のサケ漁撈をめぐる環境は確実に改善されつつあるようにみえる。しかし実際のサケ漁撈は、かつての時代のように自由におこなえるというようなものとは程遠く、多種多様な規定と手続きの上ではじめて可能になるものである。ここでは、現在におけるサケ漁撈の手続きを、キャンベル・リバーに住むクワクワカワクウのWというクランの2006年の例から述べようと思う。なお、このWクランは8月にベニザケを、10月にシロ

ザケを対象に漁撈をおこなうが、以下に提示するのは8月のベニザケ漁の際の手続きである。

漁撈にでる前に、W クランの首長 H 氏はあらかじめ成員たちに何尾のベニザケが必要かを問い合わせた。その結果、8,000尾を捕獲することになった。そして彼は、キャンベル・リバーの先住民バンドの漁撈認定を委託されているアトレガイ漁業協会 (A-Tlegay Fisheries Society、以下 AFS) に、8月24日に自身のまき網漁船で8,000尾のベニザケを捕獲したいと書面で申請した。なお、筆者の理解している限りではあるが、2000年に筆者が現地に滞在していたとき、W クランの人びとは AFS のような組織に許可を得ることなく自由にサケをとっていた。その後 W クランは AFS から許可を得るようになったものと思われるが、翌 2007 年からは、独自に設立した新たな組織の下でサケ漁撈の許可を得ることになっていた。

AFS が発行した許可証の詳細は以下のようになっている。まず、許可証の冒頭には「共同漁業許可証」(Communal Fish Permit) と書かれ、それについて申請者 (H 氏) の個人名、所属バンド、捕獲予定の魚の種類、漁具、漁をおこなう水域名、利用する漁船名、漁撈をおこなう日程が記載されている。これらの記載事項の下には、多くの紙幅を使って禁漁水域とその時間、および捕獲していい魚の規格のリストが並んでいる (たとえば「パーソンズ湾 6 月 15 日から 10 月 15 日までサケ、ニシン、底生魚の捕獲禁止」、「捕獲可能なタラの体長 65 センチメートル以上」など)。その下の空欄には、実際に漁撈をおこなった後その成果 (いつ、どこで、どの種類の魚を何尾捕獲し、分配したか) を記入しなければならない。

この許可証にはさらに 2 枚目があり、そこには「先住民共同漁業許可規定」(Aboriginal Communal Fishing Permit Regulation) が記載されている。なお、この規定はあくまで AFS が独自に作文したものであり、国や州で共通された書式にもとづく文面ではない。ここには漁撈をおこなうにあたってのさまざまな制約があげられているが、筆者の注意を引くのは、漁撈の目的が先述の「自給用、社会的、さらに儀礼的」なものであり、またそれが「伝統的な分配や交換をおこなう対象となることが妨げられない」と強調しつつも、「販売はできない」と明記されている点である。

この許可証から、少なくとも以下の2つの点が窺える。第1に、現在のサケ漁撈は、実際にはいまだに自給用食料の獲得のためにおこなわれることが多いとはいえ、多様な目的でおこなうことができるようになったことである。第2に、その反面、捕獲する魚の種類と尾数、漁場、漁具などきわめて多くの項目を事前に通達しておく必要があるだけでなく、捕獲していい水域や魚の規格が細かく規定されているということである。Wクランの首長H氏をはじめ、多くの先住民は上記のような手続き——サケ漁のための時間や空間に制限が加えられ、さらにはAFSのような団体に漁撈の申請をおこなわなければならないような手続き——を経て漁撈をおこなうことに不満を持っている。H氏の場合、そのことはたとえば彼が独自にAFS同様の組織を設立したことにも窺える。同様の漁業団体を独自につくることで、少なくとも彼はいままでよりは自由に、かつ煩雑ではない申請の仕方でも漁撈ができるからである。断っておくと、H氏はみずからそうした組織をつくることで、制限されている以上のサケをとろうと目論んでいるわけではない（AFSから許可をもらう以前においても、彼が漁撈でサケを必要以上に捕獲することはなかった）。単に彼は、漁撈をおこなうにあたって政府がさまざまな形で介入してくることを快く思っていないだけである。そのような彼にとって、自身が長を務めるAFS同様の漁業団体を設立することは、多少なりとも「漁撈の自由さ」を増すための苦肉の策だったに違いない。

2. サケ漁撈の実態

前節で述べた先住民によるサケ漁撈の法的な位置づけをふまえ、本節でもまた前節と同じく、キャンベル・リバーに住むクワクワカワクウのWクランの2006年における事例から、漁撈の実態を記述することにする。

(1) サケの捕獲

現在の漁撈をになうのは、Wクランの全成員ではない。サケ漁撈をおこなうには当然漁船が必要になるから、実際に漁にでられるのは漁船を保持する一部の人がと——これらの人がとはしばしば現在でもサケ漁業の操業をつ

づけている——に限られる。これら漁船所有者たちは、しばしば「提供者」(fish provider)という仰々しい名前を頂いて、クランの成員たち、ときにはそれ以外の先住民たちを代表して漁撈をおこなう [SEWID 2007: 1]。そして W クランでは、この提供者とは H 氏および彼の漁船で働くクルーたち(おもに H 氏の近親者)である。

さて、筆者が参与観察をおこなった W クランの場合、2006 年時、8 月 24 日がベニザケ漁撈の実施日として選ばれた。先述のとおり、予定量は 8,000 尾である。漁撈をおこなうまき網漁船の船長 (H 氏) をはじめとする 6 人のクルー、および筆者は、前日から漁船に泊り込んでいた。朝 7 時、H 氏の友人で漁撈を見学したいと熱望していた 4 人のヨーロッパ系カナダ人が到着し次第、われわれはキャンベル・リバーを出港し、8 時にはロブソン・バイト (Robson Bight) という H 氏お気に入りの漁場に到着してさっそく漁撈を開始した。

簡単にいうと、まき網とは大きな漁網で魚群を囲い込む漁法であり、北米式のそれは網を広げたり閉じたりする際に母船ともう 1 隻のスキフと呼ばれる小型ボートを利用する。漁撈のまき網と漁業操業時のまき網の方法は、以下の細かな点をのぞけばまったく同じである。両者の違う点とは、第 1 に、前者ではサケを 1 尾ずつ数えるために網を仕掛けてから回収するまでの行程に 1 時間くらいかかる点 (漁業操業では 1 尾ずつ数えたりしないので 40 分で終わる)、第 2 に、クルーの作業が終始和やかなムードでおこなわれる点 (漁業操業ではつねに船長からの檄が飛ぶほどピリピリしている) である。今回、H 氏が彼の友人たちによる漁の見学を許したのも、まさに漁撈のこうした和やかさ故にほかならない。漁業操業のようにできるだけ多くの漁獲を求められるわけではないので、漁撈に際してクルーはみな比較的精神的に余裕をもって作業ができるのである。

さて、この日の朝 8 時すぎに開始された 1 回目の仕掛けでは、漁獲がなかった。つづく 2 回目の仕掛けでは 910 尾、3 回目では 400 尾、4 回目では 260 尾のベニザケを得た。5 回目の仕掛けは「ビッグ・セット」となり、その 1 回で 7,420 尾の漁獲が得られた。こうしてわずか 5 回の仕掛けでノルマを達成したわれわれは、午後 2 時すぎにはキャンベル・リバーに帰港していた。

結局この日の漁獲は、8,990尾であった。

(2) サケの分配

帰港してそのまま、サケの分配がはじまった。漁船が港に着いた頃には、すでにサケを待ちかまえたクランの成員たちのトラックが到着していた。クルーがサケを収納したハッチ（漁船底部の収納部）に入り、予定量に達するまで1尾ずつサケをブレイラーと呼ばれる大たものなかに数を数えながら投げ込んでいく。そして漁船のクレーンを使ってそのサケをトラックの荷台に積むのである。1台のトラックが去ると、H氏は紙に書いたサケの受取人のリストからその人物の名前を消していく。そして2台目のトラックにサケの積み込み作業を開始する。結局この作業は夜の10時すぎまでおこなわれたが、その日のうちには終わらなかった。結局われわれクルーは、その日漁船に寝泊りして翌日に改めて分配作業をおこなうことになった。

この漁船が漁撈を終えて帰港したニュースはキャンベル・リバーはもちろん、その近隣地域にまで広がっていたようで、H氏の自宅には彼のクラン成員ではないクワクワクワクウの知人たちからひっきりなしに「サケを分けてもらえないか」という電話がかかっており、H氏の妻はその対応に忙しかった。また、どこからニュースを聞きつけたのかは不明であるが、クワクワクワクウではない大陸側の先住民集団のある家族も港にやってきて、「うちの村には今年サケをとってくる者がいなかったから分けてほしい」とH氏に駆け寄ってくる一幕もあった。H氏は、この家族をふくめ、急な申し出にもできるだけ答えた。これらの人びとをふくめ、翌25日も港にはサケの分配をまつトラックの列が往来した。結局翌日の分配作業が終わったのは、夜の9時すぎであった。

このシーズンのサケ漁撈には後日談がある。H氏は上記のような突然の依頼者にもサケを提供し続けたため、彼自身が確保すべき量のサケがなくなってしまったのである。また、本来ならサケを提供すべきなのに、リストから名前が漏れていた人物がいたことも後でわかった。そこで彼は再度AFSに申請し、翌26日に2,000尾のサケを捕獲した。

(3) サケの加工と消費

サケの加工には、大きく缶詰、瓶詰、薫煙の3つの方法がある。このうち薫煙は専用の設備がなければ不可能だが、いずれにせよ脂分の多いベニザケには適していない。ベニザケは一般に缶詰か瓶詰にされることが多い。ここでは瓶詰加工について述べる。

瓶詰にせよ缶詰にせよ、加工方法は各家庭で異なる。以下に紹介するのは、あくまでWクランの方法である。まず、サケが捌かれる。頭部と鰭を切断した後、直径10センチメートルの瓶に隙間なく詰め込めるように輪切りにしていく（この家庭では骨は除かない）。そして瓶に隙間なく魚肉を詰めたら、大匙1杯の塩をいれて瓶にふたをする。ここまでは首長の妻の仕事であった。こうしてふたをされた瓶が30個くらいできると、圧力鍋にいれられ、1時間半程度蒸される。これは夫（H氏）の仕事であった。1尾のベニザケからつくられるサケ瓶の数は3つから4つほどであり、このとき作られたのは約100個の瓶であった。こうして蒸された100個のサケ瓶は家のガレージに保管され、食べたいとき、および訪問者への贈答品にするときにガレージからもちだされるわけである。残りのサケは、H氏の友人が所有する大型冷蔵庫に必要なときまで保管されている。

先述の分配に関する事例、とくに多くの人びとがサケの分配を待ち望んでいる事例からは、クワクワカククがみな日常の食料としてサケを求めているように思われるかもしれない。しかしH氏宅やWクランの成員たちの家庭では、実際にはこれらのサケが日常的に食されているというわけではなかった。筆者がH氏宅に下宿していた2000年の1年間、彼の家でサケ瓶あるいはその他の調理方法（スープやバーベキューなど）でサケが消費されたのはわずかに6回しかなく、むしろエビやカニのほうが消費された回数が多かったのである〔cf. 立川 2004: 333〕。

この消費回数の少なさは、どう説明できるだろうか。もちろんこの年が例外的に少なかった可能性は否定できない。しかし少なくともその後におこなった筆者のフィールド調査において、サケの消費の少なさを覆すようなデータは得られていない。

ほかにも「サケは“ご馳走”だからこそ消費回数は少ないのだ」という説

明もあり得る [cf. 岸上 1999; スチュアート 1996]。しかしこの説明は、浜辺で調理するベニザケのパーベキューにはあてはまるが、少なくとも大量に加工されるサケ瓶にはあてはまらないようだ。なぜなら、サケ瓶はランチなど彼らが“軽食”とみなす食事の際に、サンドイッチの具として消費されることが多かった（しかもチーズやハムを切らしていた場合が多い）からである。

では、こういう説明はどうだろうか——「W クランの人びとによるサケの消費がたまたま少ないのだ」。おそらくこれがもっとも妥当な答えのように思われる。H 氏宅にせよ、またこのクランのほかの成員にせよ、さらには、その他キャンベル・リバーに住む多くのクワクワカワクゥにせよ、これらの人びとの多くはいまだにサケ漁業の操業をつづけており、かつてほどではないにしてもそれなりの現金収入を得ている。つまりこれらの人びとは、日々の食材をスーパーマーケットで購入すればよく、それほど自給用のサケに依存しなければならないわけではない。これに対して、キャンベル・リバーよりはるか北にあるアラート・ベイ (Alert Bay) という村では、明らかにキャンベル・リバーのクワクワカワクゥ以上にサケが消費されていた。アラート・ベイもかつてはサケ漁業で栄えたクワクワカワクゥの漁民コミュニティであったが、近年の漁業政策の転換によって多くの人びとが漁業から退くことになった。それに代わる雇用口もないなかでは、日々の食材を漁撈で賄う必要性は当然いっそう高まるのもうなずける。

それでも、アラート・ベイにおいてさえ、日々の食材の大半はスーパーマーケットで購入されている。この点をふまえると、現在のサケ漁撈を自給目的に限定しがちなわれわれの前提は、大きく修正されるべきであろう。むしろ——分配の箇所でも論じたように——サケのコミュニティ内外に対する分配、およびその分配から生まれる社会関係や首長個人の社会的威信の維持など、社会的側面にこそ重要性があるといえるのかもしれない。

3. サケ漁撈の問題

前節までに述べたサケ漁撈、より正確にはサケのフード・フィッシングの

法的位置づけや事例をふまえ、本節では現時点でサケ漁撈にみられる問題点をあげたい。そのような問題として、ここでは2つの点を取りあげる。第1に、サケ漁撈に課せられた諸規制、および環境保護の問題である。後の議論に窺えるように、これらの規制と環境保護のイデオロギーは密接な関係がある。第2に、闇市場の問題である。サケの闇市場については第1節で述べたが、これは必ずしもフレーザー川流域に住む、サケの販売を認可された一部の先住民だけの問題ではないことが理解されるであろう。

(1) 漁撈の諸規制と環境保護

H氏が漁撈をするにあたってAFSという組織に申請書類を提出したことはすでに述べた。また、前節で紹介したように、捕獲予定の尾数を少なく見積もりすぎて本当に必要な数が得られなかった場合でも、改めて申請すれば彼は再度漁にでることができた。一見すると、漁撈にさまざまな規制をした上で漁撈の許可をAFSのような組織に委託するというこのシステムは、うまく機能しているように思える。しかし先述のとおり、このシステムに不満をもつ先住民漁師が多いのもまた事実である。

この不満はどこから来るのか。まず、H氏の場合、彼の不満は彼が「先住民の生業活動」に対して抱く理想に端を発している。彼にとって、生業活動ないし漁撈とは、いつ、どこでも自由におこなえるべきものであり、上記のような申請システムを通じてさまざまな規制にとらわれたものであるべきではない。だからいかなる形であれ、政府が生業活動の方法に介入すれば、彼はそれを批判するだろう。彼の批判は、現行の（ある団体への）委託システムや漁撈をめぐる諸規制に向けられると同時に、政府による漁撈への介入そのものにも向けられている。しかしそれ以外の人びとの不満は、H氏ほど“理念的”ではなくむしろ“現実的”である——「これだけ細かく『あれはだめ、これもだめ』といわれては、必要なだけのサケを確保することさえむずかしい」。

いうまでもなく、漁撈をめぐる諸規制は資源保護を最優先したカナダの漁業政策にもとづくものであり、先住民たちもそれを熟知している。では、先住民たちは資源保護などどうでもいいと思っているのかということ、もちろ

んそうではない。そうではなく、先住民たちは、彼らが——ローカルな資源ユーザーとしての視点から——資源が適切に保護されているとみなせる状態でも、「過度」に制限されている点を不満に思うのである。

このような不満がはっきりとした形で噴出したのが2007年であった。9月にH氏宅を訪れた筆者は、彼から「今年はサケ漁撈ができなかった」という話を聞いた。「なぜ？」という問いかけに対し、H氏は「今年は政府が許可しなかった、[許可されなかったのは]俺たち[Wクラン]だけじゃない！」と答えた。サケ漁業の操業もおこなっている彼は、この年のベニザケの遡上数が漁撈を妨げるほど減少していないことを現場での観察から“知っていた”。しかし、——彼曰く——「政府の科学者たち」はそうみなさなかった。「政府の科学者たち」は、漁撈を認めればベニザケ資源の維持が困難になるほどベニザケが激減していると判断したのである。それに対し、この年の遡上数が例年並みかそれ以上だと“知っていた”H氏は、「過度の遡上と産卵は川底を掘り返すから、かえって卵を痛める」と批難した。政府(の科学者)に対する資源ユーザーとしての先住民の不満はつねにくすぶっているものである[e.g. ASSU with Inglis 1989: 78-80]。そしてこうして生まれた政府への不信感は、「いくら法制度が改善されても漁撈の環境はよくなる」という語りに現れる。

いずれにしても、2007年に漁撈をおこなえなかったH氏は、この年多くのものを失ったのだと告白した。サケ瓶のストックを失ったのはもちろんのことであるが、それ以上に彼は、クラン成員にサケを届けるという首長ないし「提供者」としての威信と信頼を失ったことを嘆いていた。

(2) サケの闇市場

スパロー判決以後、一部フレーザー川流域の先住民に対してサケの販売権が認められ、そのことがサケの闇市場と乱獲を招いたことは先述したとおりである。しかしこうした闇市場は、フレーザー川流域のごく少数のバンドに限られた問題ではない。ここ数年、太平洋沿岸全域において、自給用にとったサケを“裏口”から売ろうとする先住民のことが問題となっており、毎年夏になると、そのことについての報道がしばしば目にされる。

これらの報道で問題になっている当事者の多くは、意図的にサケを販売して現金収入を得ようとする先住民であろう。しかし、こうした闇市場にかつてから反対してきた先住民も、じつは自身の知らないところで闇市場に関わってしまうこともある。ここではそうした例を、これまで同様に W クランの例から紹介したい。

H 氏をはじめとする W クランの人びとは、サケの闇市場に反対している。いまでもサケ漁業に携わっている彼らにとって、闇市場は——近年ただでさえ下落をつづける——市場でのサケの価格をさらに下落させかねないからである。しかし 2006 年のサケ漁撈が終わった 3 日後、筆者と H 氏の家族は、以下に紹介するエピソードがきっかけで、自分では知らないうちに自身もこの闇市場の発達に一役買っていたことを知ることになった。

2006 年のサケ漁撈が終わった 3 日後、筆者は H 氏一家と 3 台のタクシーに分乗して食事にでかけた。筆者の乗ったタクシーには、イギリス系カナダ人である H 氏の妻が同乗していた。つまりそのタクシーの運転手には、われわれ 2 人がとても先住民であるとは思えなかったのである。そしてこの運転手は突然こうわれわれにはなしかけた——「お客さん、サケ買わない？ 50 (C\$) でいいよ。友達 R てやつがさ、先住民の知りあいから手に入れたんだ」。これを聞いたわれわれは、苦笑いをせずにはいられなかった。なぜなら、タクシーの運転手に（おそらく金銭を受け取って）サケを手渡した R という人物は、そのサケを H 氏の長男（彼もまた漁撈の日には H 氏の漁船でともにサケ漁をしていた）からもらっていたはずだからである。つまりこのときわれわれが苦笑いせずにはいられなかったのは、つぎの 2 つの理由からであった。第 1 に、タクシーの運転手がわれわれに売りつけようとしたのは、3 日前にわれわれがとったサケであった点、第 2 に、われわれもまた自分で気づかないうちに、ふだんは忌み嫌っているサケの闇市場に加担していた点である。

いま少しこのエピソードの解説をしておきたい。H 氏の漁船でサケ漁撈をおこなった H 氏の長男が、かつて彼のシェアメイトであった R にサケを分配することは違法ではない。これは先住民がかねてからおこなってきた分配の一形態だからである。しかしこの後の R とタクシーの運転手の行為は

明らかに違法である。まず、Rは無料で分配してもらったそのサケをもとから消費するつもりなどなく、それを“横流し”することで利益を得ようと考えていたと思われる。そしてRは、タクシーの運転手に——おそらくは30ドルほど受け取って——無料で得たサケを違法に売った。そして今度はタクシーの運転手が、Rから買ったサケを50ドルで一般の消費者に売ろうと目論んだわけである。現在スーパーマーケットでベニザケをまるまる1尾買うと思えば、50ドルをゆうに越える。つまりタクシーの運転手が提示した額は、消費者には魅力的であるに違いない。また、Rにとってもタクシーの運転手にとってもこれは悪いビジネスではない。ただ、H氏や彼の長男などに見れば、ふだん彼らが忌み嫌っているサケの闇市場の発達に自分で気づかないうちに加担していたという事実は、おおいに衝撃的であった。

この例に窺えるように、近年では毎夏メディアを賑わすようになったサケの闇市場の問題は、サケを意図的に売ろうとしている先住民だけの問題ではない。それに反対している人びとも、意図しないところで加担してしまっている場合もあるのである。

おわりに

本論は、カナダ、北西海岸先住民の「生業活動」として現在みなされている「フード・フィッシング」と呼ばれる漁撈の実態とその問題点を論じるものであった。これまでの記述をふまえてみると、現在おこなわれている漁撈は多くの問題を抱えているといわざるを得ない。長い歴史的な視野から「生業活動」に対する政府の態度を眺めてみると、少なくとも法的な側面においてはたしかに好転してきたといえるだろう。とくに政府の「生業活動」の定義が——いまだ自給目的という側面に固執しているとはいえ——伝統的な分配や消費の形式に近づいてきた点は、評価に値するものである。しかし「資源の危機」という理由でサケ漁撈を禁止された2007年のように、「サケ資源が危機的状況である」という政府の認識に現地の資源ユーザーである先住民が同意していない場合も多々ある。資源管理をめぐる（政府の）科学者の見解と（ローカルな）資源ユーザーの見解にズレがある場合、それは両者にとっ

てお互いに対する不信感につながりかねない。それに加えて、サケの闇市場の問題がある。本論で述べたように、当問題はサケ漁撈をめぐる対立が必ずしも「政府 vs. 先住民」ではないことを露呈させた。本論で事例としてしばしばとりあげたクワクワカククの H 氏と W クランのように、サケの闇市場に反対しつつ、自由な先住民漁撈の復活を待ち望む人びとにとって、みずからの敵は政府だけではなく、一部の「心無い」先住民同胞のなかにも存在するのである。

註

¹ 本論では、商業目的でおこなわれる漁を「漁業（操業）」、非商業的目的でおこなわれる漁を「漁撈」、または現地で使用されている「フード・フィッシング」という名称をそのまま使うことで区別している。なお、本論ではサケを対象にした漁撈についてのみ言及しているが、実際にはニシン、タラなどを対象にしたフード・フィッシングも——実際におこなわれることは少ないにせよ——存在する。

² この間、筆者は現地で6回のフィールド調査を実施している。この6回のうち、2003年に約2ヶ月おこなった調査、および2005年以後におこなった4回の調査はすべてつぎの2つの科学研究費補助金によるものである——1) 日本学術振興会特別研究員奨励費 (PD) 「サケ神話の脱構築——クワクワカクク社会におけるサケの位置づけとその特権化」(代表: 立川陽仁、課題番号 15-2045、2004 - 2005)、2) 若手研究 (B) 「北米先住民社会における生業および特定資源の意義、利用に関する人類学的研究」(代表: 立川陽仁、課題番号 17720225、2005 - 2008)。

³ もっとも、先住民のサケ漁撈に制限を加えていったのは、なにもサケ漁業に携わるヨーロッパ系カナダ人漁業者だけではなかった。クワクワカククを例にとれば、1920年代以後、彼らみずから漁撈を制限したということもできよう。クワクワカクク社会では、1920年代以後、急速に漁業漁師 (commercial fisher) としての自立が達成されていく。この頃から多くのクワクワカクク漁師は自身で漁具を購入して操業をおこなうようになったのである。これによって彼らは自立した漁業漁師になったが、同時に——おもに漁具購入時の借金を返済するため——漁業操業に費やす時間を増やさなければならなくなったので、漁撈に費やす時間を縮小せざるを得なくなったのである [立川 2002]。こうして 1920 年代以後、同社会ではサケ漁撈の規模が縮小されたが、サケ漁撈という活動そのものがなくなることはなかった。

⁴ この判決の詳細については、岩崎・グッドマン [2002: 176-179]、立川 [2006: 91-96] のほか、URL (<http://scc.lexum.umontreal.ca/en/1990/1990rcs1-1075/1990rcs1-1075.html>, 2008年1月16日現在) を参照されたい。

参考文献

- Assu, Harry with Joy Inglis. *Assu of Cape Mudge: Recollections of a Coastal Indian Chief*. Vancouver: University of British Columbia Press, 1989.
- CANADA, Department of Fisheries and Oceans. *Pacific Region Integrated Fisheries Management Plan, Salmon, Northern B.C., April 1, 2000 to March 31, 2001*. 2000.
- 岩崎・グッドマン まさみ「カナダ北西海岸におけるサケをめぐる対立——ブリティッシュ・コロンビア州先住民族のケース」秋道智彌・岸上伸啓（編）『紛争の海——水産資源管理の人類学』人文書院, 2002年, 168-188頁.
- 岸上伸啓「イヌイットの青年・中年男性の生業離れについて——カナダ・ヌナヴィクのアクリヴィク村の事例を中心に」『民博通信』第86号, 1999年, 67-87頁.
- Knight, Rolf. *Indians at Work: An Informal History of Native Labour in British Columbia, 1848-1930*. Revised Edition. Vancouver: New Star Books, 1996.
- Newell, Dianne. *Tangled Webs of History: Indians and the Law in Canada's Pacific Coast Fisheries*. Toronto: University of Toronto Press, 1993.
- Sewid, Alvin. *Canning Salmon: The Way We were Taught*. (self-publication), 2007.
- Spradley, James, ed. *Guests Never Leave Hungry: The Autobiography of James Sewid, a Kwakiutl Indian*. Montreal and Kingston: McGill Queen's University Press, 1969 [1972].
- スチュアート・ヘンリ「現在の採集狩猟民にとっての生業活動の意義——民族と民族学者の自己提示言説をめぐって」スチュアート・ヘンリ（編）『採集狩猟民の現在——生業文化の変容と再生』言叢社, 1996年, 125-154頁.
- 「現代社会を生きる先住民——『狩猟する』カナダ・イヌイット」原尻秀樹（編）『世界の民族——「民族」形成と近代』放送大学出版会, 1998年, 173-190頁.
- 立川陽仁「クワクワカワクゥはいかに漁業に参入したか——企業家の誕生、活動と戦略」『文化人類学研究』第3号, 2002年, 120-143頁.
- 「カナダの北西海岸先住民にとってのサケの社会・経済的な意義——現代のクワクワカワクゥ漁師の経済活動に関する事例から」『国立民族学博物館研究報告』第29巻, 第2号, 2004年, 307-352頁.
- 「近代産業のなかの北米先住民——クワクワカワクゥ社会におけるサケ漁業の歴史的意義に関する人類学的研究」東京都立大学提出学位論文, 2006年.

